

改正 平成12年10月1日

平成22年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 学習院大学は、富士見会館を設置する。

(趣旨)

第2条 この規程は、富士見会館の健全な管理・運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 富士見会館は、本学の公認学生団体の活動のために使用する学生及びそれ以外の学生（以下「一般学生」という。）等の使用に供することを目的とする。

(運営及び管理)

第4条 富士見会館の運営は、次の各号の区別に従い、それぞれ各号に定める主体が行う。

- 一 本学の公認学生団体の使用に供する施設 黎明会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）
 - 二 前号の施設以外の施設（以下「共用施設」という。）及び建物全般 学生課
- 2 富士見会館は、大学が管理を行う。管理とは、防犯、防災、補修及び改修並びに外部の関係諸機関との連絡及び調整の事務その他の建物所有権から派生する権利及び義務に関係する事項を言う。
- 3 大学は、前項の管理に関する事務を学生課を通じて行う。
- 4 学生課が、本学の公認学生団体の使用に供する施設について、第2項の管理に関して、企画、調整及び実施等を行う場合、運営委員会と事前に連絡の上で協議をするものとする。ただし、運営委員会と直接連絡できない場合、学生課は、単独で又は他に命じて企画、調整及び実施等を行うことができる。

(費用負担)

第5条 富士見会館の維持・運営に要する費用のうち、次に掲げる経常的経費は、大学が負担する。ただし、第2号の補修については、破損又は故障の発生原因及びその状況等により使用責任者の負担とすることもある。

- 一 光熱水費
- 二 補修・改修費
- 三 委託して行う清掃等経費
- 四 その他大学が認めた経費

(使用)

第6条 富士見会館を使用する学生等は、この規程及び第12条に定める使用細則に従わなければならない。

- 2 本学の公認学生団体の使用に供するための施設については、運営委員会が、学生課と協議の上で、特定の団体にその施設を使用させるものとする。
- 3 共用施設については、第12条に定める使用細則に従い、本学の公認学生団体がその活動のために優先的に使用することができる。本学の公認学生団体が使用していない時間帯は、第12条に定める使用細則に従い、他の団体・一般学生等が使用することができる。

第2章 使用原則

(使用時間及び施錠)

第7条 富士見会館の使用時間は次のとおりとする。ただし共用施設は12月26日から1月6日までは使用できないものとする。

- 一 本学の公認学生団体の使用に供する施設 6時から22時30分まで
 - 二 共用施設 9時から20時30分まで
- 2 前項にかかわらず、第12条に定める使用細則に従い許可を受けた場合には、許可された時間とする。
- 3 宿泊は禁止する。ただし、第12条に定める使用細則に従い、事前の申請にもとづき、学生課が必

要と認めて許可をする場合に限り、宿泊をすることができる。

- 4 各施設及び出入口の施錠は、大学（大学が委託する者を含む。次条においても同じ）が22時30分から23時の間に行う。

（清掃及び整備）

第8条 防火及び衛生の健全なる維持のため、清掃は、次の各号の区別に従い、それぞれ各号に定める主体が行う。

- 一 本学の公認学生団体の使用に供する施設 使用する団体
 - 二 共用施設 大学
- 2 運営委員会は、前項第1号の施設の清掃について常時配慮し、使用団体にその指導を行うものとする。
 - 3 共用施設部分に物品を置くことは禁止する。

第3章 鍵の保管・管理等

（鍵の保管・管理）

第9条 本学の公認学生団体の使用に供する施設の鍵は、学生課が運営委員会に貸与し、運営委員会はこれを保管・管理しなければならない。ただし、非常の場合に備えて、マスターキーは学生課が保管・管理する。

- 2 共用施設の鍵及び建物の出入り口の鍵は、学生課が保管・管理する。

（共用施設の鍵の貸出し及び返却）

第10条 共用施設の鍵の貸出しは、次の各号に従い、それぞれ各号に定めるとおり行うものとする。

- 一 大学の就業日の就業時間内 学生課備付けの記録簿に必要事項の記入の上、学生課より貸出し
 - 二 大学の就業日の就業時間外及び就業日以外の日 正門守衛所備付の記録簿に必要事項を記録の上、正門守衛所より貸出し
- 2 共用施設の鍵の返却は、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定めるとおり行うものとする。
 - 一 大学就業日の就業時間内 学生課備付の記録簿に必要事項の記入の上、学生課へ返却
 - 二 大学の就業日の就業時間外及び就業日以外の日 正門守衛所備付の記録簿に必要事項の記入の上、正門守衛所へ返却

第4章 処分

（処分）

第11条 本学の公認学生団体で、第6条第2項により特定の施設の使用を認められたものがこの規程及び次条による使用細則に違反した場合には、運営委員会は、黎明会館使用規程第17条に準じて処分を行うものとする。

- 2 共用施設においてこの規程及び次条による使用細則に違反した使用があった場合には、学生センター所長は、学生委員会で審議の上、違反の内容に従い、使用した団体又は個々の学生に対して次に定める処分を行う。ただし、第2号の処分は第1号の処分が重なった場合にのみ、第3号の処分は第2号の処分が重なった場合にのみ行うことができる。

- 一 厳重注意
- 二 使用の禁止の警告
- 三 一定期間の施設の使用禁止

- 3 学生センター所長は、前項の処分の前に、処分を受ける団体又は個々の学生に対して、状況の説明文書及び反省文の提出を求めることができ、また学生センター所長が定めたところにより弁明の機会を与えなければならない。

第5章 使用細則

第12条 富士見会館の健全な管理・運営をはかるため、学生課は、別に富士見会館使用細則を定める。

第6章 改正

（改正）

第13条 この規程の改正は、必要に応じ運営委員会の意見を聞いた上で、学生委員会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。